

ご結婚おめでとうございます

1 結婚に伴い休暇が必要になったら

結婚式の準備、新婚旅行、婚姻の届出など結婚に伴い休暇が必要になった場合、特別休暇が認められます。

期間 5日（連続する5日間）を超えない範囲内で必要と認められる期間

週休日、休日は含みません。
分割請求は認められません。

単位 1日 事由 「婚姻のため」



【提出書類】 特別休暇願

※海外旅行に行く場合は事前に事務室へお知らせください。

2 結婚式等で資金が必要になったら

公立学校共済組合が結婚貸付を行っています。
必要な場合は事務担当へ申し出てください。

申込み時期 結婚前後6ヶ月以内
上限 200万円

【提出書類】 申込書 借用書 個人情報に関する同意書
借入状況等申告書
披露宴会場予約申込書
費用明細書（見積書可）

※毎月25日までに共済組合へ申し込むと翌月26日に振り込まれます。

3 配偶者を扶養することになったら

- 扶養手当・・・配偶者の年間収入が130万円未満の場合、扶養手当（月額13,000円）が支給されます。書類の提出が遅れると、手当の支給も遅れますので速やかに提出してください。

- 【提出書類】扶養親族届
- 戸籍抄本（謄本） 配偶者の所得額証明書
- ＜配偶者が結婚に伴い離職した場合＞
 - 離職票1及び2の写し
 - （雇用保険未加入の時は事務室へ申し出てください）
- ＜配偶者に所得がある場合＞
 - 向こう1年間の収入見込証明書

- 所得税の控除・・・配偶者の暦年（1月～12月）の収入が103万円以下の場合、配偶者控除が受けられます。

- 【提出書類】 特にありません。
- 事務室に保管してある扶養控除等申告書へ記入してください。

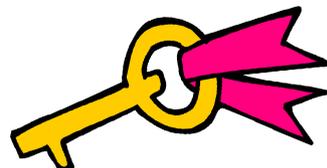
- 共済組合・・・収入が130万円未満で健康保険等に参加していない場合、被扶養者として認定されます。

- 【提出書類】被扶養者申告書
- 戸籍抄本など事実発生日が確認できる書類

4 住所を変更したら

下記書類を提出してください。

- 住居届 住民票（家族全員分）
- ＜借家の場合＞家賃契約書の写 住居賃借契約に関する証明書
- 家賃支払いの証明書（領収書等）
- ＜自宅の場合＞添付書類不要
- ※手当を受けない場合、添付書類は不要です
- 通勤届 実測証明書
- ※最短距離を計測してください。最短の経路はルート検索システムを参考にするほか、事務担当者にお尋ねください。
- 共済組合の記載事項変更申告書



5 氏名を変更したら

下記書類を提出してください。

- 改姓届 戸籍抄本
- 記載事項変更申告書 組合員証（保険証）
- 給与口座振込にかかる改姓届



※給与振込口座の名義変更をされる時は、事前に事務室へ連絡してください。

（事務室に連絡せずに名義変更すると給与振り込みができないことがあります。）

※口座の名義を変更する場合、戸籍等が必要な場合があります。事前に金融機関に確認してください。

※旧姓使用をしない場合、出勤簿等各種書類の氏名は入籍日から変更してください。

6 旧姓を使うなら

旧姓使用承認申請書 を提出してください。
旧姓使用できるものは下記に限られています。

・旧姓を使用することが出来る文書等

基 準	例
法令等に抵触するおそれがなく、職務遂行上支障がないと認められるもの	職員録、名札、名刺、座席配置図、事務引継書、校務・事務分掌表、起案文書、各種文書における担当者氏名、出勤簿、休暇等請求書、育児休業承認請求書、旅行命令簿、時間外勤務命令書、時間割表、学級日誌、通知表、出席簿など

・旧姓を使用することが出来ない文書等

基 準	例
(1) 職員の身分に係るもの	辞令書、宣誓書、履歴書、退職願、公務出張に使用する自家用車登録申請書、人事異動関係文書など
(2) 職員の権利義務に係るもので、他に与える影響が大きいもの	給与明細書、諸手当届及び認定簿など給与関係の文書、県に対する債権及び債務に関する文書など
(3) 職員が職務上作成するもので、他に与える影響が大きいもの	指導要録、健康診断に関する表簿、進学・就職に関する文書など
(4) 公権力の行使に係るもの	法令に基づく行政処分に関する文書など

ご懐妊おめでとうございます

◎妊娠が分かってからの簡単な流れは・・・

	日付記入欄	例	女性職員 ♀	男性職員 ♂
妊娠が分かる	/	H18 12/27	事務室に連絡 ▼産後・産前休暇、育児休業を取得する場合→代替職員の手続や引継等が必要になります。早めにご連絡ください！ ▼多胎の場合→休暇期間が変わります。 わかり次第ご連絡ください！	
出産予定日前 8週間以内 になるまでは…	↓	↓	特別休暇(※1)や職務専念義務免除(※2)等を利用しながら勤務	・「 <u>出産補助休暇</u> 」 取得可能 ▼妊娠に係る子以外の子がいる場合→上記以外の休暇・休業が取得可能です。事務室にご相談ください。
出産予定日前 8週間以内 (出産予定日を含む56日前から)	↓ /	H19 6/30 ~	「 <u>産前休暇</u> 」取得可能	
出産予定日	/	8/24	出 産	
出産日	/	(9/5)	Q: 出産予定日と出産日が違ったら？ A: 出産日までが産前休暇、出産日の翌日からが産後休暇となります。 出産日が予定日より遅れた場合は産前休暇が延長されます。	
出産日の翌日 から8週間	/ ~ /	9/6 ~ 10/31	「産後休暇」	
出産日の翌日 から8週間 経過後	/ ~ /	11/1 ~ H22 9/4 (育休 最長期限)	↓ 復職 ↓ 育児休業 ↓ 部分休業 ↓ 育児時間休暇 ↓ 子の看護休暇 の利用	↓ 育児休業 ↓ 部分休業 ↓ 育児時間休暇 ↓ 子の看護休暇 の利用



(注) (※1)、(※2)、**休暇・休業**については、次ページ以降に詳細を記載しています。

◎女性職員が対象の特別休暇及び職務専念義務免除

特別休暇

		場合	期間	単位	添付書類
1	妊婦健診 (※)	母子健康法第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合(ただし、医師の特別な指示があった場合は指示された回数) ①妊娠23週まで …4週間に1回 ②妊娠24週～35週まで…2週間に1回 ③妊娠36週～分娩まで …1週間に1回	そのつど必要と認める時間	時間	母子健康手帳(期日がわかる部分)の写し
2	妊娠障害 (※)	妊娠障害(つわり等)のため勤務することが困難である場合	14日以内	1日時間	妊娠を証明する書類等<例: 出産予定証明書>
3	通勤緩和 (※)	通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間以内	分	母子健康手帳に記載された保健指導事項部分の写し 医師の診断書
4	産前休暇	8週間以内に出産予定である場合 ※出産日が予定より延びた場合は… →当初提出していた願いの翌日から出産日までの特別休暇願を新たに提出する	出産予定日までの請求した期間 (週休日・休日を含む)	1日	出産予定証明書
5	産後休暇	出産した場合	出産の翌日から8週間 (週休日・休日を含む)		出生証明書
6	育児時間 休暇 (男性も取得可)	生後3年に達しない生児を育てる場合	1日を通じて90分以内	1日2回まで。30,45,60,90分	なし
7	子の 看護休暇 (男性も取得可)	中学校就学の始期に達するまでの子の看護のため勤務できない場合	1暦年において5日以内(養育する子が2人以上の場合は10日以内)	1日時間	なし

代替職員の採用員申にも必要です。早めに取りましょう!

代替職員の任期変更等にも必要です。早めに取りましょう!

(※)産前休暇前に使用できる特別休暇

職務専念義務免除

		場合	期間	単位	添付書類
1	休息、 補食	業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるため、適宜休息、補食する場合	そのつど必要と認める時間	分	母子健康手帳等

◎男性職員が対象の特別休暇

		場合	期間	単位
1	出産補助休暇	配偶者の出産に伴い、必要と認められる入院の付き添い等のため勤務できない場合 ・出産に伴う入退院付添い ・出産時の付添い、出産に係る入院中世話 ・自宅出産の場合の準備 ・出生届の提出	入院日～出産後40日において3日以内 (分割請求可)	1日 時間
2	育児参加のための休暇	配偶者が出産する場合で、出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために勤務できない場合 ・上の子の保育所等への送迎 ・出産に係る子又は小学校就学前の上の子のための生活上の一般的な世話	出産予定日の8週間前の日～出産日後8週間(多胎の場合は14週間)において5日以内 (分割請求可) ※職員以外の養育者がいる場合であっても取得できます！	1日 時間
3	育児時間休暇 (女性も取得可)	生後3年に達しない生児を育てる場合 	1日を通じて90分以内	1日に2回までを限度。 1回30,45,60,90分
4	子の看護休暇 (女性も取得可)	中学校就学の始期に達するまでの子の看護のため勤務できない場合	1暦年において5日以内(養育する子が2人以上の場合は10日以内)	1日 時間

◎育児休業・部分休業について

項目	育児休業	部分休業
制 度	3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日まで休業をすることができる	小学校就学前の子を養育するため、一日の勤務時間の一部を休むことができる
取得できない者	<ul style="list-style-type: none"> 職員以外の子の親が常態として養育することができる職員 配偶者が育児休業をしている職員 	<ul style="list-style-type: none"> 非常勤職員 育児短時間勤務職員
休業の終期	子の3歳の誕生日の前日まで 	小学校就学の始期に達するまで
給 料	支給しない ※共済組合から育児休業手当金が支給されます。 (期限有り)	勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額を減額
休業時期・期間等	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業を始めようとする1ヶ月前までに請求 特別の事情がある場合を除き、1回限り延長可 	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で30分単位で請求

◎ 出産に係る費用についてのお知らせ

出産費・出産費附加金

組合員又は被扶養者が出産したとき、共済組合から出産費等が支給されます。

(1) 支給額

組合員が出産した場合：出産費（42万円）＋ 出産費附加金（5万円）※1

被扶養者が出産した場合：家族出産費（42万円）
＋ 家族出産費附加金（5万円）※1

(2) 支給の流れ

① 出産後に出産費請求書を提出

→ 共済組合が病院へ支払う <直接支払>

※<直接支払>について

- ・組合員が病院の窓口で出産費を支払う負担を軽減

ただし、病院の同意が必要

- ・差額について

病院からの請求額が42万円以上の場合

→ 差額は組合員が病院へ支払う

病院からの請求額が42万円未満の場合

→ 差額は共済組合が組合員の口座へ支払う



※1)

出産費附加金・家族出産費附加金（5万円）については原則、直接支払の対象とせず組合員に直接支払います。

出産貸付

共済組合では、組合員が出産に係る支払のため資金を必要とするとき貸付を行っています。詳しくは事務室（共済担当者）にご相談ください。



ご出産おめでとうございます♪

ママ用です



出産された方へ

♪♪♪ 出産後の事務手続きのご連絡 ♪♪♪

1 休暇・休業について

出産日の翌日から8週間は(1)産後休暇になります。その後は、(2)復職をする (3)育児休業を取得する (4)部分休業を取得する の3パターンがあります。

(1) 産後休暇

- 出産日の翌日から8週間
- 給料支給有り
 - 【提出書類】 産後休暇届 出産証明書
 - 【提出期限】 出産後速やかに

(2) 復職

「育児時間休暇」(1日90分以内)や「子の看護休暇」(1暦年において5日)があります。
→詳しくは事務室にお尋ねください

(3) 育児休業

- 3歳に満たない子を養育するため、子の3歳の誕生日の前日まで休業できる。
- 期間の延長は原則1回
- 給料支給無し(共済組合から育児休業手当金が支給される)
 - 【提出書類】 育児休業承認請求書 子の戸籍抄本
 - 【提出期限】 出産日から15日以内をめぐに

(4) 部分休業

- 3歳に満たない子を養育するため、1日の勤務時間の一部を休める。
(勤務時間の始め又は終わりで、2時間以内)
- 勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与を減額
 - 【提出書類】 部分休業承認請求書 子の戸籍抄本
 - 【提出期限】 部分休業を始めようとする日の1週間前をめぐに

2 出産費等について

出産したとき、出産費と出産費附加金が支給されます。

- 出産費42万円 + 出産費附加金5万円
 - 【提出書類】 出産費・出産費附加金請求書
 - 【提出期限】 出産後速やかに

3 扶養関係について

(1) 新生児の扶養について

新生児の扶養は、世帯主か、夫婦のうち所得が高い方に入れます。

(税金上の扶養はどちらでも可。)

育児休業を取得する場合、育児休業中は給料が支給されませんので(＝扶養手当も支給されませんので)、少なくともその期間中は、育児休業を取得していない方が、新生児を扶養した方がよいと思われます。→事務室にご相談ください。

(2) 育児休業取得者の扶養について

恒常的な所得が年額130万円未満の者は、被扶養者として認定されます。

育児休業期間中は給料が支給されませんので所得が減りますが、育児休業手当金が支給されますし、期末勤勉手当が支給されることもありますので、被扶養者として認定されるかどうか、慎重に確認する必要があります。→事務室にご相談ください。

新生児を被扶養者として認定する場合、次の事項が関係します。《H29. 10月現在》

◎<扶養手当>が支給されます!! 《H28. 10月現在》

- ・支給額 : 月額 6,500円
- ・支給期間: 子が22歳に達するまで

(ただし、恒常的収入が年間130万円以上になると22歳になる前に扶養から外れる)

【提出書類】扶養親族届 戸籍抄本(取り急ぎ受理証明書でも可)

【提出期限】出産日から15日以内

◎<児童手当>が支給されます!! (所得制限有)

- ・支給額 : 月額 15,000円
(第1子・第2子は、3歳になると10,000円。中学生は5,000円)
- ・支給期間: 子が15歳に達する日以降最初の3月31日まで
- ・支給方法: 6月・10月・2月の3回に4ヵ月分をまとめて、給料と一緒に支給されます。

【提出書類】児童手当請求書 所得証明書(児童手当用) 世帯全員の住民票

【提出期限】出産日から15日以内

◎<共済関係>

被扶養者と認定された者の医療費の一部免除等、一定の法定給付が受けられます!!

【提出書類】被扶養者申告書

【提出期限】出産日から30日以内

◎<所得税法上>

所得税控除が受けられます!!

【提出書類】給与所得者の扶養控除等(異動)申告書<事務室に有り>に追加記入

4 育児休業手当金について

育児休業中は無給になりますので、共済組合から育児休業手当金が支給されます。

- 支給条件、期間：育児休業に入り、無給となったとき。ただし、子が満1歳を限度。
(その時点で保育所に入れない等、特別の事情があるときは最長1歳6ヵ月)
- 支給方法：各月の休業分を各翌月末に給付
- 支給額：標準報酬日額×50% (※) ×土・日以外の日数
※育休開始日から180日までは67%

【提出書類】 □育児休業手当金(変更・支給延長)請求書

【提出期限】 事務担当者から別途連絡(育休前)

育児休業手当金の支給額についておおまかに言うと・・・

☆ 復職日が満1歳(※)より後の場合(例のAさんの場合)

- 育休開始日～満1歳：給料月額約50% (※1) が毎月支給
※1) 育休開始から180日までは67%
- 満1歳～復職日：毎月の支給なし

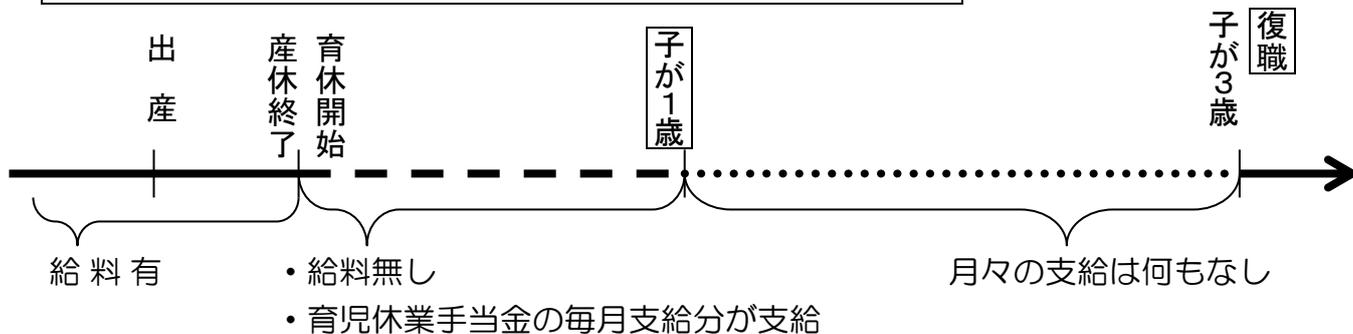
☆ 復職日が満1歳(※)より前の場合(例のBさんの場合)

- 育休中：給料月額約50% (※1) が毎月支給
※1) 育休開始から180日までは67%

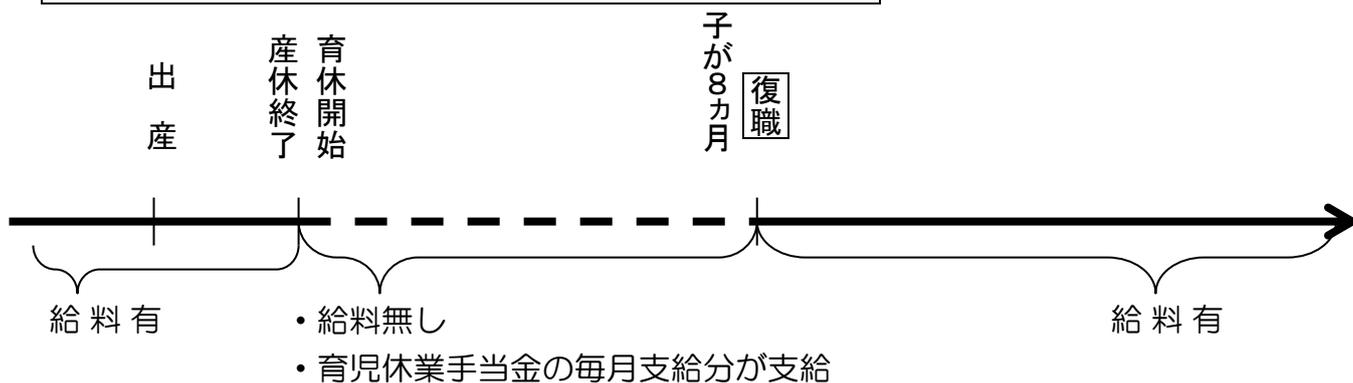
(※)その時点で保育所に入れない等、特別の事情があるときは最長1歳6ヵ月

<具体的な支給例>

Aさん：育児休業期間2年10ヵ月(子が3歳になるまで)



Bさん：育児休業期間6ヵ月(子が8ヵ月になるまで)



5 育児休業掛金免除について

産前産後休暇・育児休業期間中は共済掛金が免除されます。

※掛金免除による短期給付及び長期給付（年金）への影響はありません。

- ・免除期間：産前休暇を開始した日の属する月から育児休業が終了する日の翌日の前月まで

【提出書類】 産前産後休業掛金免除申出書

育児休業等掛金免除申出書

【提出期限】 出産日以後

6 共済貸付償還猶予について

共済組合の貸付を利用している方は、本人の申し出により、育児休業期間中の償還が猶予されます。希望される方は事務室へご連絡ください。

猶予された償還金は、猶予期間満了後、定期償還額を併せて猶予された償還額（1ヵ月分）を猶予回数分返済してもらいます。

【提出書類】 償還猶予申出書

【提出期限】 猶予を希望する月の前月の25日まで

7 住民税の支払方法について

通常、住民税は給料から天引きされています。しかし、育休中は給料が支給されず、住民税の天引きができませんので、各市町村から送られてくる振込用紙で直接支払ってください。

（育児休業の期間によっては住民税課税対象とならない場合もあります。）

ご出産おめでとうございます♪

パパ用です



妻が出産された方へ

♪♪ 出産後の事務手続きのご連絡 ♪♪

1 休暇・休業について

男性職員も(1)出産・育児に係る特別休暇 (2)育児休業 (3)部分休業を取ることができます。

(1) 特別休暇

①男性職員の育児参加のための特別休暇

- ・場 合：妻が出産する場合で、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために勤務できない場合
- ・休暇期間：出産予定日の8週間前の日から出産の日後8週間を経過する日までの期間において、5日以内（単位：1日、1時間）

【提出書類】特別休暇届

②出産補助休暇

- ・場 合：妻の出産に伴い必要と認められる入院の付き添い等のため勤務できない場合
- ・休暇期間：出産のため入院する等の日から出産の日後40日以内において、3日以内（単位：1日、1時間）

【提出書類】特別休暇届

③その他

「育児時間休暇」(1日90分以内)や「子の看護休暇」(1暦年において5日)があります。
→詳しくは事務室にお尋ねください

(2) 育児休業

- ・3歳に満たない子を養育するため、子の3歳の誕生日の前日まで休業できる。
- ・期間の延長は原則1回
- ・給料支給無し（共済組合から育児休業手当金が支給される）

【提出書類】育児休業承認請求書 子の戸籍抄本

【提出期限】出産日から15日以内をめぐに

(3) 部分休業

- ・3歳に満たない子を養育するため、1日の勤務時間の一部を休める。
(勤務時間の始め又は終わりで、2時間以内)
- ・勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与を減額

【提出書類】部分休業承認請求書 子の戸籍抄本

【提出期限】部分休業を始めようとする日の1週間前をめぐに

2 出産費等について

被扶養者が出産したとき、家族出産費と家族出産費附加金が支給されます。

- ・家族出産費42万円 + 家族出産費附加金5万円
- 【提出書類】家族出産費・家族出産費附加金請求書
【提出期限】出産後速やかに

3 扶養関係について

(1) 新生児の扶養について

新生児の扶養は、世帯主か、夫婦のうち所得が高い方に入れます。

(税金上の扶養はどちらも可。)

育児休業を取得する場合、育児休業中は給料が支給されませんので(＝扶養手当も支給されませんので)、少なくともその期間中は、育児休業を取得していない方が、新生児を扶養した方がよいと思われます。

新生児を被扶養者として認定する場合、次の事項が関係します。《H29. 10月現在》

◎<扶養手当>が支給されます！！

- ・支給額 : 月額 6,500円
 - ・支給期間: 子が22歳に達するまで
(ただし、恒常的収入が年間130万円以上になると22歳になる前に扶養から外れる)
- 【提出書類】扶養親族届 戸籍抄本(取り急ぎ受理証明書でも可)
【提出期限】出産日から15日以内

◎<児童手当>が支給されます！！(所得制限有)

- ・支給額 : 月額 15,000円
(第1子・第2子は、3歳になると10,000円。中学生は5,000円)
 - ・支給期間: 子が15歳に達する日以降最初の3月31日まで
 - ・支給方法: 6月・10月・2月の3回に4ヵ月分をまとめて、給料と一緒に支給されます。
- 【提出書類】児童手当請求書 所得証明書(児童手当用) 世帯全員の住民票
【提出期限】出産日から15日以内

◎<共済関係>

被扶養者と認定された者の医療費の一部免除等、一定の法定給付が受けられます！！

- 【提出書類】被扶養者申告書
【提出期限】出産日から30日以内

◎<所得税法上>

所得税控除が受けられます！！

- 【提出書類】給与所得者の扶養控除等(異動)申告書<事務室に有り>に追加記入

(2) 育児休業取得者の扶養について

恒常的な所得が年額130万円未満の者は、被扶養者として認定されます。

育児休業期間中は給料が支給されませんので所得が減りますが、育児休業手当金が支給されますし、期末勤勉手当が支給されることもありますので、被扶養者として認定されるか、慎重に確認する必要があります。→事務室にご相談ください。

4 育児休業手当金について

育児休業中は無給になりますので、共済組合から育児休業手当金が支給されます。

- 支給条件、期間：育児休業に入り、無給となったとき。ただし、子が満1歳を限度。
(その時点で保育所に入れない等、特別の事情があるときは最長1歳6ヵ月)
- 支給方法：各月の休業分を各翌月末に給付
- 支給額：標準報酬日額×50% (※) ×土・日以外の日数
※育休開始日から180日までは67%

【提出書類】 □育児休業手当金(変更・支給延長)請求書

【提出期限】 事務担当者から別途連絡(育休前)

育児休業手当金の支給額についておおまかに言うと・・・

☆ 復職日が満1歳(※)より後の場合(例のAさんの場合)

- 育休開始日～満1歳：給料月額約50% (※1) が毎月支給
※1) 育休開始から180日までは67%
- 満1歳～復職日：毎月の支給なし

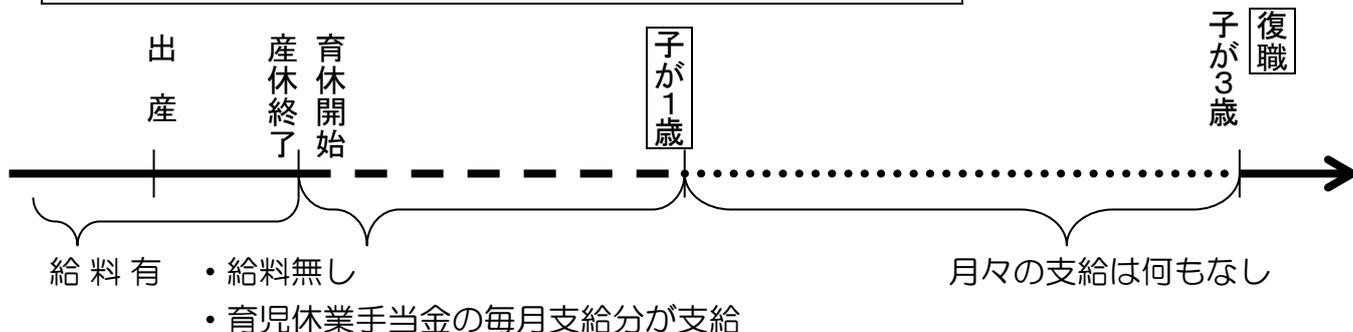
☆ 復職日が満1歳(※)より前の場合(例のBさんの場合)

- 育休中：給料月額約50% (※1) が毎月支給
※1) 育休開始から180日までは67%

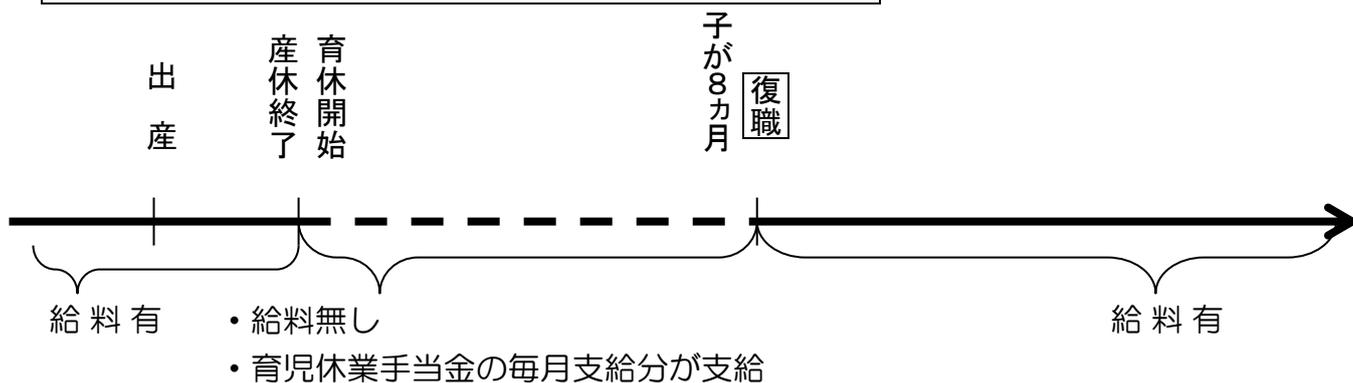
(※)その時点で保育所に入れない等、特別の事情があるときは最長1歳6ヵ月

<具体的な支給例>

Aさん：育児休業期間2年10ヵ月(子が3歳になるまで)



Bさん：育児休業期間6ヵ月(子が8ヵ月になるまで)



5 育児休業掛金免除について

産前産後休暇・育児休業期間中は共済掛金が免除されます。

※掛金免除による短期給付及び長期給付（年金）への影響はありません。

- ・免除期間：産前休暇を開始した日の属する月から育児休業が終了する日の翌日の前月まで

【提出書類】 産前産後休業掛金免除申出書

育児休業等掛金免除申出書

【提出期限】 出産日以後

6 共済貸付償還猶予について

共済組合の貸付を利用している方は、本人の申し出により、育児休業期間中の償還が猶予されます。希望される方は事務室へご連絡ください。

猶予された償還金は、猶予期間満了後、定期償還額を併せて猶予された償還額（1ヵ月分）を猶予回数分返済してもらいます。

【提出書類】 償還猶予申出書

【提出期限】 猶予を希望する月の前月の25日まで

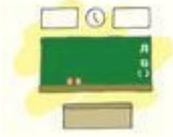
7 住民税の支払方法について

通常、住民税は給料から天引きされています。しかし、育休中は給料が支給されず、住民税の天引きができませんので、各市町村から送られてくる振込用紙で直接支払ってください。

（育児休業の期間によっては住民税課税対象とならない場合もあります。）



おかえりなさい



♪ 復帰される方へのお知らせです ♪

☆ 服務について・・・特別休暇を取ることが可能です。

① 育児時間休暇

- ・ 職員が生後3年に達しない育児を育てる場合（託児所への送迎等）
- ・ 90分を超えない範囲で、1日に2回まで
- ・ 使用単位は30分、45分、60分、90分
- ・ 職員と配偶者での使用可能（両方で90分以内等の判断基準あり）
- ・ 部分休業との併用も可能（休業時間等により個別に判断）



② 子の看護休暇

- ・ 12歳に達する日の属する年度の3月31日まで
（中学校就学前）の子を看護する場合（病院への付き添い等）
 - ・ 1暦年に5日以内（養育する子が2人以上いる場合は10日以内）
 - ・ 使用単位は1日、時間
 - ・ 診断書等の提出の義務づけなし
- 注意）職員以外に子の看護を行う者がいる場合は認められません



※取得に関する詳細は事務室へお尋ねください。

☆ 住民税の支払方法について

育児休業中、住民税を振込用紙による支払にされている方で、復職後、給料からの天引きに替えたい方は、次の書類を提出してください。

- ・ 住民税特別徴収依頼届出書

出産・育休に伴う提出書類一覧

《 参考 》

女性用（場合：出産後、育児休業を取得）

	チ エ ッ ク	番 号	提出物	提出期限	配布用紙の有無	発行先等	備 考
出 産 前		1	特別休暇願 （産前休暇願）	産前休暇前	○		
		2	出産予定証明書	産前休暇願 と一緒に		病院で発行	
出 産 後 す ぐ に		3	産後休暇届	出産後速やかに （至急！）	○		
		4	特別休暇願 （産前休暇延長願）	出産後速やかに （至急！）	○		出産日が予定日より遅れため 場合に必要
		5	出産証明書	出産後速やかに （至急！）		病院で発行	
		6	出産費請求書	出産後速やかに	○	医師の証明が必要な欄有 り	
		7	育児休業申請書	※ 出産日から15日以 内をめに	○		育児休業希望期間を決めてか ら記載する
		8	子の戸籍抄本	※ 出産日から15日以 内をめに		市町村役場で発行 発行 に時間がかかる場合は事 務に連絡を	
育 休 前		9	育児休業等掛金免除申出書	育児休業に入る1週間前 をめに	○		育児休業希望期間を決めてか ら記載する
		10	育児休業承認辞令の写し	育児休業に入る1週間前 をめに		辞令は学校→本人に送付 （学校側が写しを取って いれば提出の必要なし）	
（育 休 当 初）		11	育児休業手当金請求書	事務担当者から別途連絡	別 途	学校から送付	

※7番、8番について

育児休業初日の1ヵ月前までに、校長の書類を添付し、県教育委員会へ提出せねばなりません。
できるかぎり早い提出をお願いします。

出産に伴う提出書類一覧

《 参 考 》

男性用

(場合：妻が出産 新生児を扶養に入れる 育児休業等是不取らない)

	チ エ ッ ク	番 号	提出物	提出期限	配 布 用 紙 の 有 無	発行先等	備 考
出 産 前		1	出産予定証明書	出産予定日の1ヵ月前を めどに		病院で発行	
出 産 後		2	家族出産費請求書	出産後速やかに	○	医師の証明が必要な欄有り	
		3	扶養親族届	出産日から15日以内	○		
		4	子の戸籍抄本	出産日から15日以内		市町村役所で発行。発行に時間がか かる場合は取り急ぎ受理証明書でも 可	
		5	児童手当請求書	出産日から15日以内	○		
		6	所得証明書 <児童手当用>	出産日から15日以内		市町村役場で発行	
		7	世帯全員の住民票	出産日から15日以内			
		8	被扶養者申告書	出産日から30日以内	○		
		9	扶養控除等申告書	出産後速やかに	○	追加記入	